

別紙－ 1

利根大堰船舶点検整備業務

仕様書

令和 8 年 9 月

独立行政法人 水資源機構
利根導水総合管理所

第1章 総 則

第1節 総 則

1－1 適 用

この仕様書は、「利根大堰船舶点検整備業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

1－2 概 要

本業務は、利根導水総合管理所にある巡視用作業船「みずき」の点検・整備および船舶検査の受検を行うものである。

1－3 履行場所

埼玉県行田市大字須加地内

1－4 履行期間

契約締結の翌日から令和9年2月26日まで

第2節 一般事項

2－1 仕様

巡視用作業船「みずき」の仕様は以下のとおりである。

総トン数： 5トン未満
船体識別番号： J P－M L I T O O 2 0 7 2 6 A
船体材質： F R P 製
長さ： 4．5 9 m
幅： 1．6 0 m
深さ： 0．6 4 m
モデル名： W－17AH

2－2 履行範囲

本業務の履行範囲は、次のとおりとする。

1．船舶点検

以下の船舶の点検を行うものとする。

船 名	船 体	数量	備 考
巡視用作業船 「みずき」	W－17AH 全長 4.59m FRP 製	1 隻	

2．船外機点検整備

以下の船外機の点検整備を行うものとする。

船 名	船 外 機 形 式 等	数量	備 考
巡視用作業船 「みずき」	MEF30B 1-1A30413FK 4 サイクル 30PS	1 台	

3. 船体洗浄

以下の船舶の洗浄を行うものとする。

船 名	船 体	数 量	備 考
巡視用作業船 「みずき」	全長 4.59m FRP 製	1 隻	

4. 船舶検査代行

以下の船舶検査を代行するものとする。

なお、令和 8 年 12 月 19 日までに受検し、履行期間中に船舶検査手帳等の交付まで完了するものとする。

船 名	検査の種別	数 量	備 考
巡視用作業船 「みずき」	第一種中間検査	1 隻	

5. 船外機処分

利根導水総合管理所の敷地内に保管されている船外機（MERCURY 10 馬力）の処分を行うものとする。

2-3 提出図書

提出図書として、点検整備報告書（履行写真含む）1 部を提出するものとする。

2-4 現場発生品

本業務の履行により生じた現場発生品は、受注者の責任により適正に処分を行うものとする。

2-5 疑義等

仕様書等について疑義がある場合は発注者と協議のうえ決定する。

2-6 設計変更

点検整備等により設計内容に変更が生じた場合には、監督職員又は受注者の発議による協議を行い、設計変更を行うことができるものとする。

第 2 章 点検整備

第 1 節 点検

1-1 点検内容

船 名	点 検 内 容	備 考
巡視用作業船 「みずき」	船体	外観点検
	船外機	アイドル回転点検
	燃料タンク	外観点検
	ステアリング	動作確認

	リモコン	動作確認
	バッテリー	バッテリー液量等確認
	灯火	点灯（ランプ切れ）確認
	スイッチ類	動作確認
	計器類	動作確認
	各装備品	数量確認

1－2 試運転

巡視用作業船「みずき」の動作確認は、試運転用アダプターを接続のうえ、陸上試運転によって行うものとする。

第2節 整備

2－1 整備内容

船 名	整 備 内 容	備 考
巡視用作業船 「みずき」	アイドル回転点検	
	各部グリス塗布	
	冷却水系統清掃	

2－2 交換部品

本業務にて交換する部品は、次によるものとする。

整備部分	部 品 名	規 格	単位	数量	備 考
巡視用作業船 「みずき」	点火プラグ	MEF30B1-1A30413FK 4 サイクル・30PS (MERCURY 製) 用	式	1	
	エンジンオイル	MEF30B1-1A30413FK 4 サイクル・30PS (MERCURY 製) 用	L	1.8	
	オイルフィルター	MEF30B1-1A30413FK 4 サイクル・30PS (MERCURY 製) 用	個	1	
	ギヤオイル等	パッキン含む MEF30B1-1A30413FK 4 サイクル・30PS (MERCURY 製) 用	式	1	

2－3 整備作業

1. 点検により確認された不具合箇所のうち、調整等で簡易に行えるものは、本業務にて履行するものとする。
2. 巡視用作業船「みずき」の整備作業は、ボートトレーラに搭載されている状態で行うものとする。

2－4 船体清掃

船体の外観点検を実施する前に船体内外装の洗浄を実施するものとする。

洗浄及び水垢等の除去はボートトレーラ上において実施するものとし、洗浄に使用する水道水を支給する。

2－5 船舶検査代行

船舶検査代行は、日本小型船舶検査機構への諸手続、検査手数料の支払い、検査日程の調整、船舶検査への立会を代行するものとする。

なお、検査日程の調整においては、担当職員と協議のうえ決定するものとする。

以 上